

# 支援金詳細

## とちぎ男性育休推進企業奨励金

男女ともに仕事と子育ての両立を図ることができる環境を実現し、男性が育児や家事に積極的に参画できるよう、初めて男性従業員に育児休業を取得させた中小企業事業主に対して「とちぎ男性育休推進企業奨励金」を支給します。

地域

栃木県

支援の種類

助成型（ 2 ）

利用目的

人材育成・雇用

対象

県内に事業所を有する中小企業事業主

公募期間

2024年5月13日～2025年3月13日

上限金額・助成金

20万円

給付要件

- ・これまでに育児休業を取得した男性従業員がいないこと
- ・2023年10月1日以降に、男性従業員が新たに通算5日以上の育児休業を取得し、2025年3月31日までに原職等に復帰していること
- ・とちぎ女性活躍応援団に登録していること
- ・育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること

その他

問合せ先

とちぎ男性育休推進企業奨励金事務局  
電話：028-678-9937

URL

<https://danseikukyu-shoureikin.pref.tochigi.lg.jp/>